

「ふくしまの棚田」活性化モデル育成事業実施要領

福島県農林水産部農村振興課

第1 目的

中山間地域における人口減少や高齢化が一層進む中、県内における棚田を核とした地域振興に向けて、棚田を活用した地域活性化のモデルとなる県内の事例づくりを進める必要がある。

このため、市町村や地域の団体等が行う都市農村交流や棚田の保全活動、広報活動等の取組に対して支援することにより、県内における先進的な事例の育成を図り、棚田の魅力や地域資源としての価値の認識を棚田地域内外に広めるとともに、棚田地域における地域活動を促進することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業は、事業実施主体が策定する事業実施計画に基づき行う、棚田を活用した都市農村交流や広報活動等の取組を支援する。具体的な事業内容については別表に定めるところによる。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、指定棚田地域振興協議会、市町村、NPO法人及び農業者等の組織する団体・法人とする。

第4 事業対象地域

本事業の事業対象地域は、市町村の全部又は一部が福島県過疎・中山間地域振興条例第2条で定義される「過疎・中山間地域」に該当する市町村、又は中山間ふるさと水と土保全市町村基金を設置している市町村とする。

第5 事業対象期間

本事業の対象期間は原則単年度とする。

ただし、明確な事業計画のある発展的な事業については、最大3か年を限度に複数年度での実施を認めることができる。

第6 交付要件

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 第2に規定する棚田は、一団の棚田として同一の組織等により周辺の棚田と一体的に管理されており、それら一団の棚田のうち勾配1/20以上の傾斜地にある棚田の合計面積が、昭和25年2月1日時点の市町村(旧旧市町村)の区域内に合計1ha以上あること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施年度の翌年度から起算して2年間、棚田を活用した地域振興活動の取組を継続して実施する意志を有していること。

第7 事業の実施等の手続き

1 事業実施計画の策定

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画（様式第1号）を策定するものとする。

2 事業実施計画の認定

(1) 事業実施主体は、事業実施計画認定申請書(様式第2号)に第6の1で策定した事業実施計画を添付して農林事務所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。

(2) 所長は、(1)により提出された申請書等を確認し、農林水産部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

(3) 知事は、申請書等の内容を審査し、相当と認めるときは、これを認定し、所長を経由して、事業実施主体に通知(様式第3号)するものとする。

(4) 所長は、(3)により通知された場合は、遅滞なく、事業実施主体に対し事業実施計画が認定されたことを通知(様式第4号)するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、福島県農村地域活性化事業補助金等交付要綱(以下「県交付要綱」という。)第4条第1項に定められた基準のとおりとし、その手続きは、第6の1から2に準じて行うものとする。

第8 関係機関との連携

事業実施主体は、本事業を適正かつ円滑に行うため、地域農業者、市町村、関係団体等の協力を得ながら実施するものとする。

第9 助成措置

1 県は、第7の2により認定した事業について、予算の範囲内において、県交付要綱の定めるところにより、事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

2 補助率は、定額とする。ただし、補助額は50万円以内とし、千円未満の額を切り捨てるものとする。

第10 事業実績報告

1 事業実施主体は、事業を完了したときは、事業が完了した日から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日(補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合は、その年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに事業実績報告書を作成し、様式第5号に添付して所長に提出するものとする。

2 第9の1の事業実績報告書は、事業実施計画(様式第1号)に準じることとする。

3 所長は、第9の2により提出された場合は、事業実施年度の翌年度の5月末日までに部長に提出するものとする。

第11 活動実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から起算して2年間、活動実施状況報告書(様式第6号)を作成し、活動実施翌年度の4月末日までに所長に提出するものとする。

なお、事業を複数年度実施した場合は、直近年度の活動実施状況報告書の所定の欄に事業実施年度を記載することで、過年度分の活動実施状況報告書の提出を省略することができることとする。

2 所長は、第10の1により提出された報告書について、その写しを5月末日までに部長に提出するものとする。

3 所長は、事業実施後においても、事業実施主体が棚田を活用した地域振興活動の取組を継続して実施できるよう、必要な指導や支援を行うものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 調査・研究、地域内合意形成や活動団体設立に向けた活動<ul style="list-style-type: none">・ 棚田の効果的な保全手法やPR手法、交流活動等に係る調査、研究・ 先進地調査、地域内の意識等調査・ 棚田等の勾配測定（実測、図測）・ 研修会やセミナー等への参加、座談会の開催等2 農作業体験、交流活動<ul style="list-style-type: none">・ 都市住民等との農村交流活動の実施・ 棚田を活用した体験学習・イベント等の実施3 棚田等で生産した農産物のブランド化、6次化<ul style="list-style-type: none">・ 商品パッケージデザイン制作、パッケージ試作・ 新商品開発、試験販売4 棚田に関連した広報活動<ul style="list-style-type: none">・ チラシ作成・配布、HP制作、販売促進活動、イベント出展・開催等・ 棚田の案内板等の設置5 棚田の維持・保全に向けた体制づくりのための活動<ul style="list-style-type: none">・ 棚田オーナー制度やクラウドファンディングの試行等
------	--